

26医国第2864号
平成27年2月18日

各保健所設置市長 殿

愛知県健康福祉部保健医療局長
(公 印 省 略)

自動体外式除細動器(AED)の適切な配置について(通知)

自動体外式除細動器(AED)の効果的かつ効率的な設置拡大については、平成25年10月30日付け25医国第1796号により「AEDの適正配置に関するガイドライン」を参考に進めていただくよう通知したところです。

このガイドラインにも記載されておりますように、設置されたAEDが救急時に適切に使用されるためには、施設内での配置場所が容易に把握できることが求められます。

つきましては、貴職が所管するAED及び今後設置予定のAEDについて、下記にご配慮くださるようお願いいたします。

記

- 1 AEDは場所が容易に把握できるように施設の見やすい場所に配置する。
- 2 AEDの設置場所を示す表示、或いは位置案内のサインボードなどを見やすい場所に適切に掲示する。

担当 医務国保課救急・災害医療グループ
電話 052-954-6628(ダイヤルイン)